

多治見市市政基本条例の構造 平成 18 年条例第 41 号

前文

第 1 編 総則

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (市民主権)
- 第 3 条 (選挙)
- 第 4 条 (市の役割)
- 第 5 条 (連携協力)

第 2 編 市政の主体

第 1 章 市民

- 第 6 条 (市民の責務)
- 第 7 条 (原則と制度の維持と拡充)

第 2 章 代表機関

第 1 節 議会

- 第 8 条 (議会の設置)
- 第 9 条 (議会の役割と責務)

第 2 節 長と行政機構

- 第 10 条 (市長の設置)
- 第 11 条 (市長の役割と責務)
- 第 12 条 (行政委員会の役割と責務)
- 第 13 条 (組織機構)
- 第 14 条 (職員の責務)
- 第 15 条 (公益通報)
- 市政に関する権利侵害の申立て及び公益通報に関する条例  
〔公益通報者保護条例〕(未制定：H17 議第 172 号)

第 3 編 市政の原則と制度

第 1 章 市政情報の共有

- 第 16 条 (総合的な情報公開の推進)
- 第 17 条 (情報公開制度)
- 情報公開条例 (制定済み：H9 条例第 22 号)

第 2 章 市民の市政参加

- 第 18 条 (市民参加の権利)
- 第 19 条 (市民参加の推進)
- 市民参加条例 (未制定：H17 議第 107 号)
- パブリック・コメント手続条例 (未制定：H18 議第 7 号)

第 3 章 総合計画

- 第 20 条 (総合計画)

第 4 章 市政の諸原則

- 第 21 条 (制度の活用と改善)
- 第 22 条 (説明責任)
- 第 23 条 (政策評価)
- 第 24 条 (行政改革)
- 第 25 条 (財務原則)
- 第 26 条 (出資団体など)
- 第 27 条 (法務原則)
- 各分野別基本条例 (適宜制定)
- 第 28 条 (法令遵守)

第 5 章 公正と信頼の確保

- 第 29 条 (行政手続)
- 行政手続条例  
(制定済み：H9 条例第 1 号)
- 第 30 条 (権利救済制度)
- 市政に関する権利侵害の申立て及び公益通報に関する条例  
〔オンブズパーソン条例〕(未制定：H17 議第 172 号)
- 第 31 条 (個人情報の保護)
- 個人情報保護条例 (制定済み：H8 条例第 25 号)

第 6 章 市民投票

- 第 32 条 (市民投票)
- 第 33 条 (尊重義務)
- 市民投票条例 (未制定：H17 議第 108 号)

第 7 章 政府としての多治見市

- 第 34 条 (政府としての多治見市)
- 第 35 条 (自治行財政権の確立)
- 第 36 条 (多文化共生社会の実現)
- 第 37 条 (平和への寄与)

第 8 章 危機管理

- 第 38 条 (災害などへの対処)
- 第 39 条 (国と他の自治体への働きかけ)
- 第 40 条 (市民の役割)

第 4 編 最高規範と改正

第 1 章 最高規範

- 第 41 条 (最高規範性)

第 2 章 改正

- 第 42 条 (この条例の改正)

附則

- (施行日)